
BCP(感染症Ver.) 策定ワークシート

BCP策定のポイント

ポイント①: 正確な情報集約と判断ができる体制構築

ポイント②: 業務の優先順位を整理(縮小・休止業務の選定と再開の基準)

ポイント③: 感染予防対応

ポイント④: 資源(人員)に関する対策

ポイント⑤: 未発生時に実施する周知・教育・訓練

ポイント⑥: 利用者対応

- ・入所、居住系サービス
- ・日中系サービス
- ・訪問系サービス
- ・児童系(放デイ・児発)サービス
- ・相談支援、定着支援

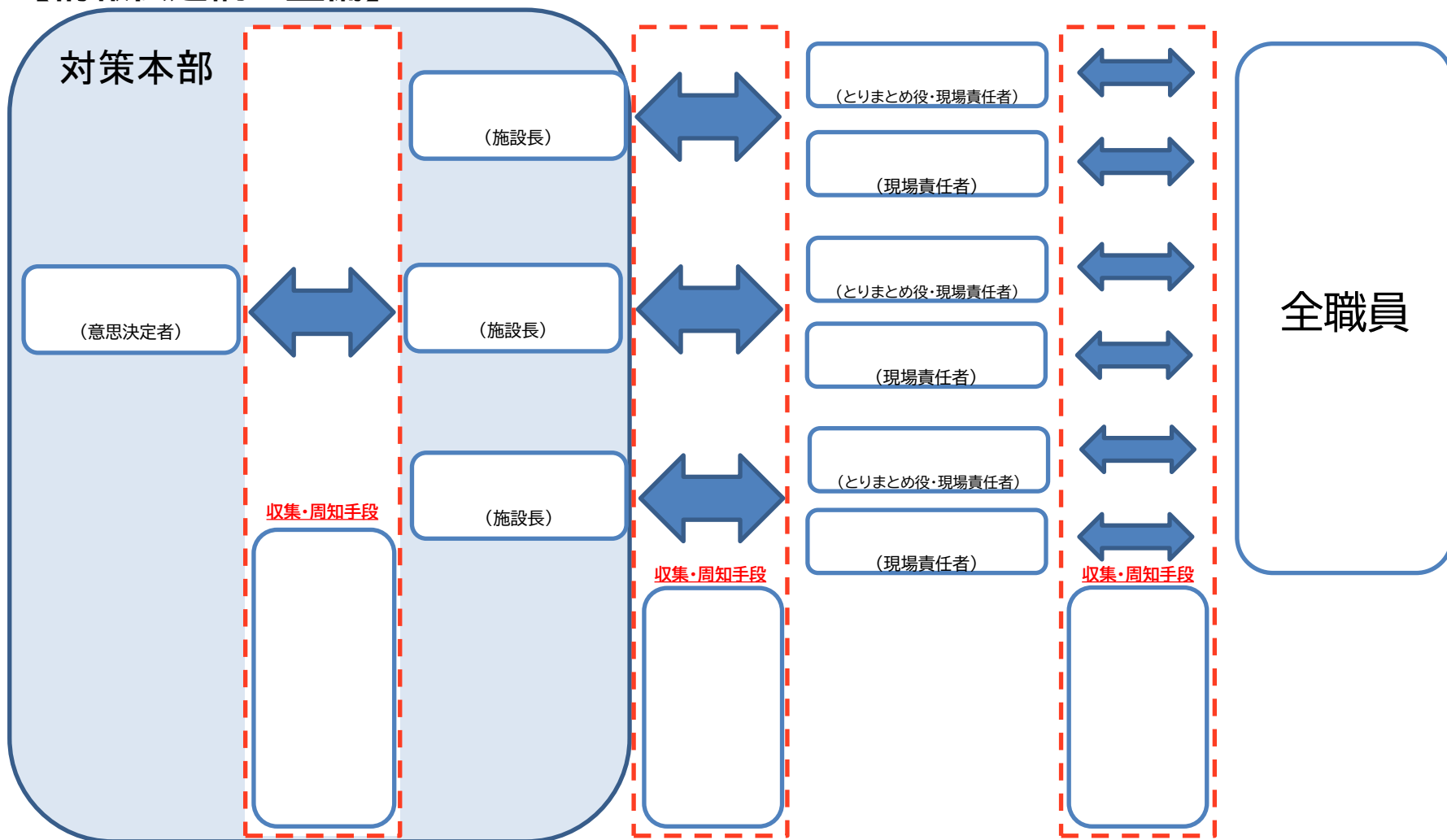
ポイント①: 正確な情報集約と判断ができる体制構築

【対策本部】

		名 前	役 職	担当役割	役割	
対策本部	意思決定機関				①方針決定 ②対策統括 ③施設クローズ判断 ④避難施設の決定 ⑤対外的窓口	
	事務局					⑥職員、利用者の状況把握、情報収集と発信、各種調整 ⑦法人内発生状況の確認、集計 ⑧感染予防、医療、看護、専門的知識などの情報提供 ⑨施設の衛生上の必要備品手配 ⑩職員の人員確保、調整、応援手配 ⑪情報とりまとめ役(確認役)

ポイント①: 正確な情報集約と判断ができる体制構築

【情報伝達網の整備】



ポイント②:業務の優先順位を整理(縮小・休止業務の選定と再開の基準)

【業務分類事例】

業務分類	優先度合					
I	A	通常通り実施				
II	A	感染予防・拡大防止のために新たに発生する業務	利用者・家族等への情報提供、空間分離の為の部屋を確保、施設内消毒・検温・記録、訪問者制限等			
III	B	手順変更等業務				
IV	C	縮小可能業務				
V	D	休止可能業務				

【事業再開の目安】

-
-
-
-

ポイント③:感染予防対応【職員個人への感染予防策依頼】

【個人対応の依頼】

		対応内容
個人対応の依頼		職員に対して、個人として実施する感染予防策の実施を依頼
		・ ・ ・ ・ ・

【メンタルケア】

		実施内容
メンタルケア	仕組み	
	その他	

ポイント③:感染予防対応

【感染予防のための備蓄品】

	感染予防のための備蓄品リスト	備蓄数量の目安	数量	チェック
通常時	マスク	(利用者数+職員数)×2か月分		
	消毒用アルコール	1本/2日×5か所×2か月分		
	液体せっけん	1本/2日×5か所×2か月分		
	使い捨て手袋	(利用者数+職員数)×3枚/日×2か月分		
	ティッシュ	3箱/日×2か月分		
	タオル	10枚/日×5日分		
	非接触型体温計	1個/4人程度		
	衝立	食事時に個別スペースを確保できる量		
感染(疑)者発生時	N95マスク	少なくとも(利用者数+職員数)×行政からの支援が入るまでの日数分		
	ガウン			
	ゴーグル			
	フェイスシールド			

ポイント③:感染予防対応

【感染(疑)者が出ていない場合 施設来所・その他のルール】

		対応項目	対応内容
組織で対応	感染予防		
	BCP発動準備	・事業実施エリア内で感染(疑)者が発生した際には、情報収集・開示を行い、BCP発動の可能性が高いことを周知。	

ポイント③:感染予防対応

【感染(疑)者が出た場合 施設来所・その他のルール】

		対応項目	対応内容
対策本部が中心となり対応	感染(疑)者発生	BCP発動	<ul style="list-style-type: none"> ・BCP発動 ・保健所の指示により施設の消毒範囲、日時、施設の閉鎖、期間を相談 ・利用者、職員への通達実施
	感染者発生	社外への通知	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の職員及び関係者に対してBCP発動を通達 ・濃厚接触者(職員)に対して14日間の在宅勤務、自宅待機を指示。 ・濃厚接触者(利用者)に対して、事前に策定している対応策を実施。 ・行政機関等、必要関係個所に対して報告。
	消毒手配	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の指導のもと、消毒日時決定 ・施設消毒時の利用者の避難先施設を確保 	
	施設消毒実施	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の消毒を実施 	
	業務再開に向けての計画実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に策定した業務再開に向けての事業計画に問題がないかを再確認。必要であれば修正 ・業務再開に向けての事前に策定した計画に沿って行動開始 	
	業務再開	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に決めていた業務再開の基準をクリアした段階で業務再開 	

ポイント③:感染予防対応

③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。

- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
- ・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者

④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる利用者については、以下の対応を行う。

- ・当該利用者については、原則として個室に移動する。
- ・当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。
- ・当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1、2時間ごとに5～10分間行うこととする。また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。
- ・職員は使い捨て手袋とマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ・ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。
- ・体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。
- ・当該利用者以外の利用者についても、手洗い等の感染防止のための取組を促す。
- ・施設長等の指示により、来訪者に対して利用者との接触の制限等を行う。

※ 『社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について』厚生労働省 通知・事務連絡令和2年3月6日より抜粋

ポイント④:資源(人員)に関する対策

【地域連携取決め】

依頼業務	連携先	連携先担当者	担当者	連絡先	報酬

【ハイリスク職員リスト】

名前	リスク
(記入例) 福祉 太郎	基礎疾患あり(糖尿病)

ポイント⑤:未発生時に実施する周知・教育・訓練

	形式	実施内容	開催日程		
			#1	#2	#3
教育	座学				
	GW				
訓練	机上				
	実地				

